

9

都道府県別の自殺の状況

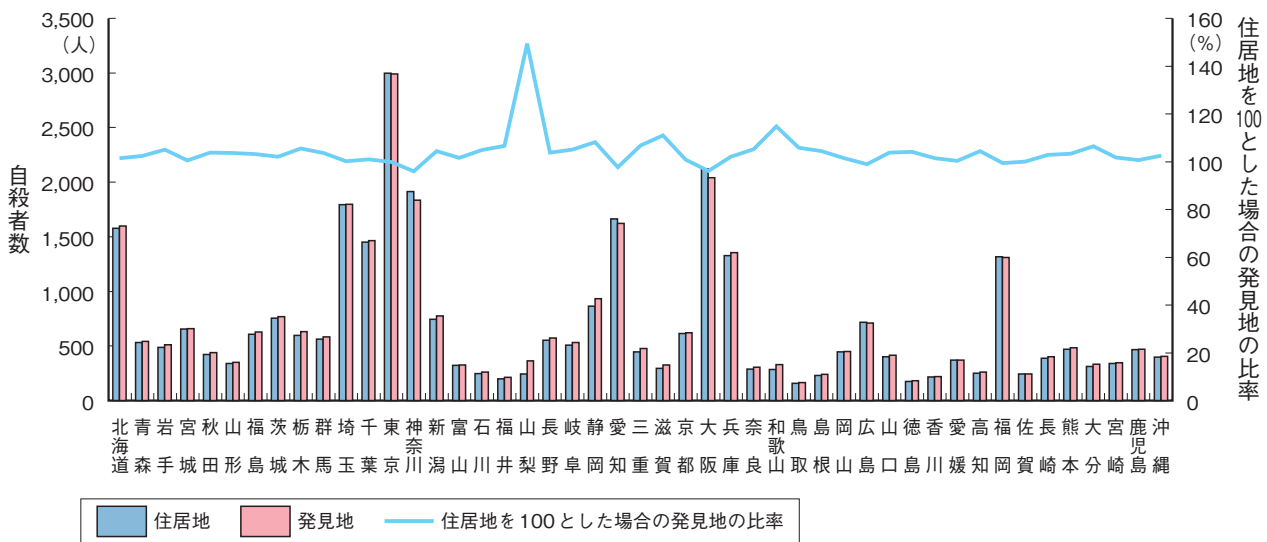
平成21年における都道府県別の自殺の状況について住居地・発見地別にみると（第1-29図）、住居地の自殺者数に比べ、発見地の自殺者数が多くなっているところがあり、自殺死亡率についても同様の傾向がみられるため、住民以外の自殺防止についても配慮が必要である。

また、都道府県別の住居地別の男女別・年

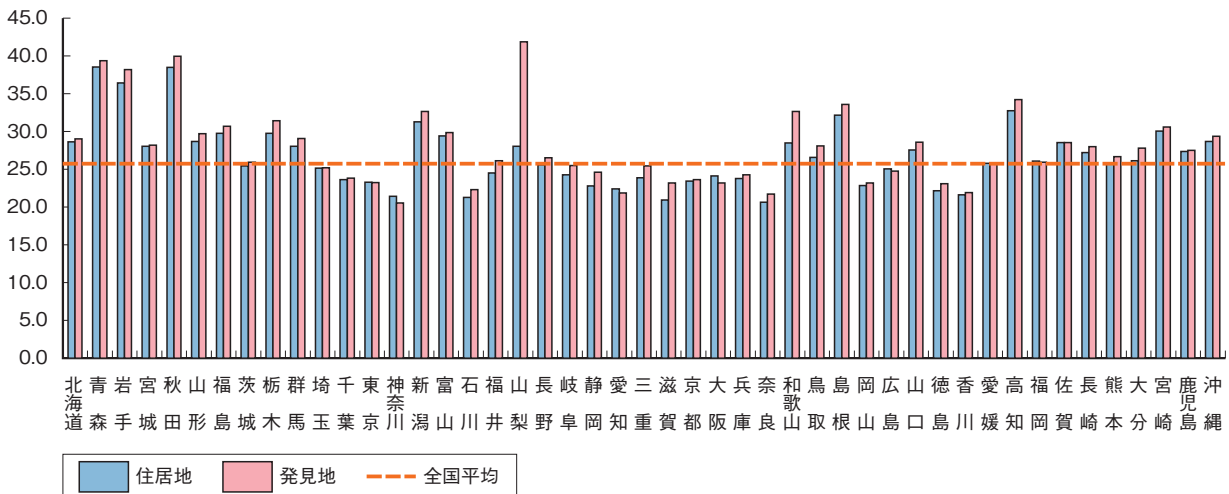
齢階級別の自殺者の構成割合は第1-30図のとおりとなっている。

次に、都道府県別の職業別の自殺者数の構成割合及び都道府県別自殺者のうち原因・動機特定者の原因・動機別の自殺者の構成割合について、平成19年から21年の状況をみると、第1-31図、第1-32図のとおりとなっている。

第1-29図 平成21年における都道府県別の住居地・発見地別の自殺による自殺者数及び自殺死亡率の比較

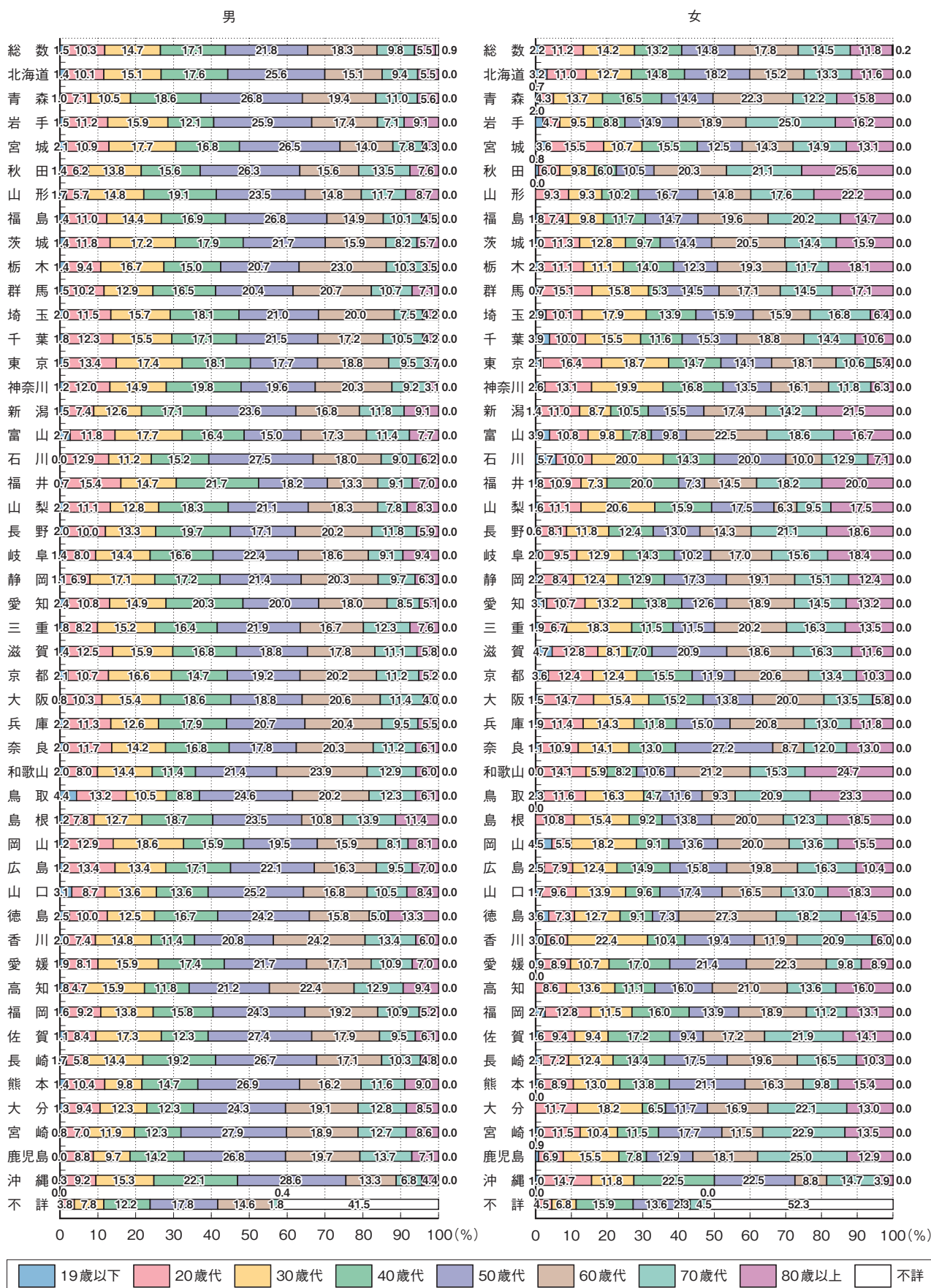


自殺死亡率



資料：警察庁「自殺統計」及び総務省「人口推計」より内閣府作成

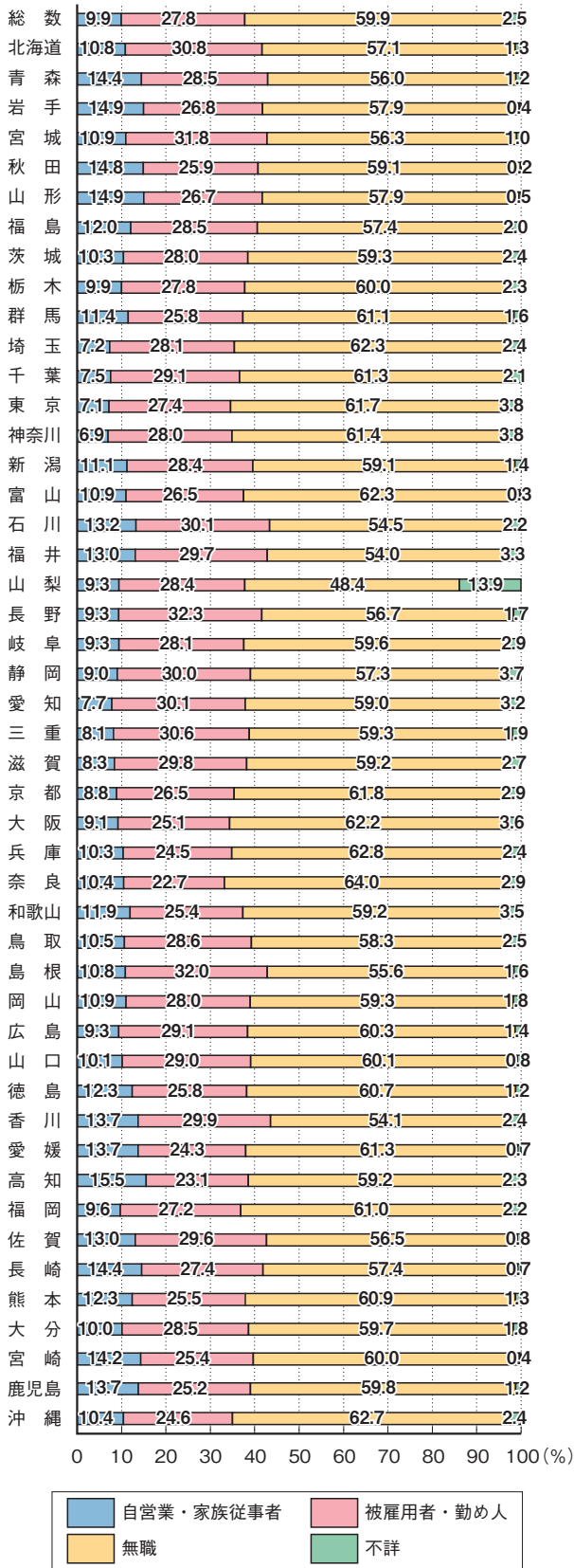
第1-30図 平成21年における都道府県別の男女別・年齢階級別(10歳階級)の自殺者の構成割合(居住地)



資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

第 1-31 図

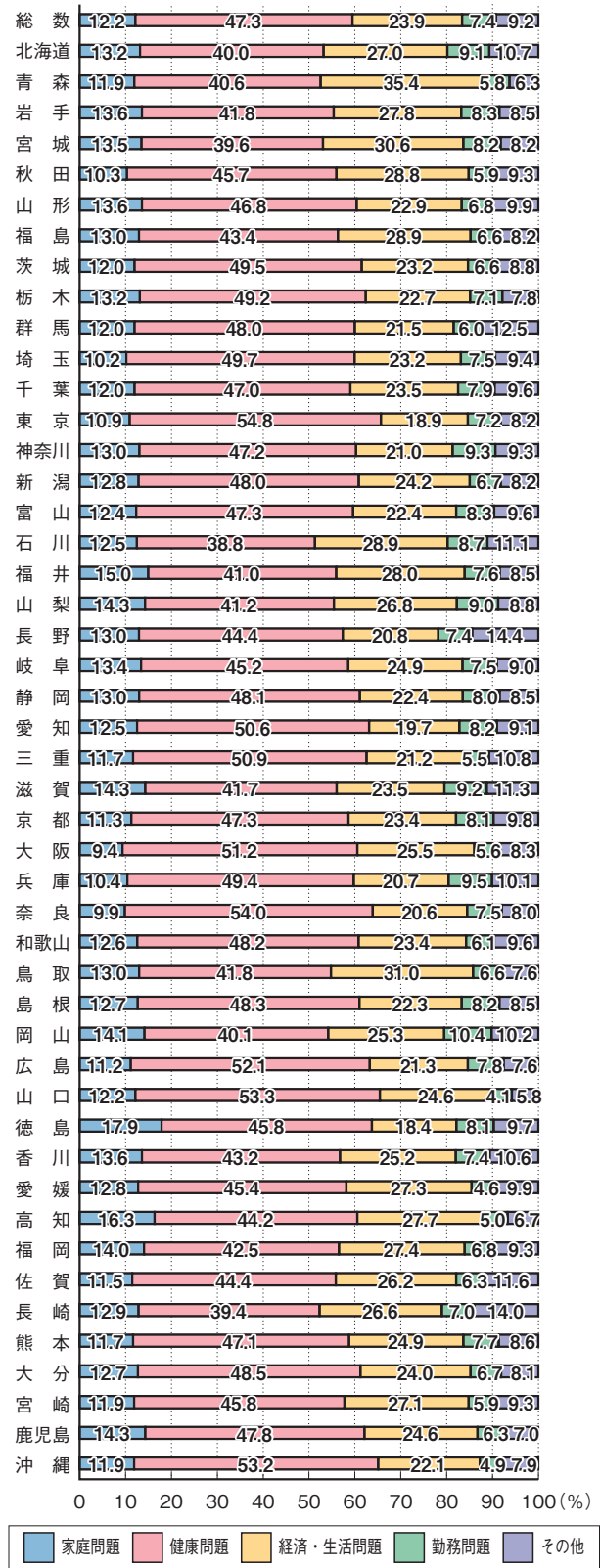
平成 19年から 21年における都道府県別の職業別の自殺者の構成割合（発見地）



注：平成 19年から 21年の 3年間に合算した数の構成割合である。
資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成

第 1-32 図

平成 19年から 21年における都道府県別の原因・動機別の自殺者の構成割合（発見地）



注：平成 19年から 21年の 3年間に合算した数の構成割合である。
遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき 3つまで計上可能としたため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しない。
資料：警察庁「自殺統計」より内閣府作成